

総施第1号(CFA)

平成17年1月26日

防衛施設庁長官 殿

内閣総理大臣

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する
法律第14条第3項の規定に基づく損失の有
無及び補償の額の決定に係る標準処理期間
について（通達）

行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基
づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
（昭和49年法律第101号）第14条第3項の規定に基づく損
失の有無及び補償の額の決定に係る標準処理期間を3か
月と定めたので通達する。

以 上